

つくば市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年6月25日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 指定確認検査機関 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。

(認定申請書に添付する図書)

第3条 省令第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類の写し
- (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し

(計画の通知)

第4条 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、様式第1号による計画通知書に建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請書を添えて行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第5条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をした者が当該申請を取り下げようとするときは、市長が当該認定をする前に、様式第2号による取下げ届の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の通知を行った後で前項の規定による届出があったときは、取下げ通知書(様式第3号)により建築主事に通知するものとする。

3 第1項の取下げ届の副本は、省令第41条第1項の申請書の副本とともに当該届出をした者に返還するものとする。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、法第54条第1項の規定による認定(法第55条第2項において準用する場合を含む。)をしないときは、認定しない旨の通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(報告)

第7条 法第55条第1項に規定する認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、法第56条の規定により同条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告を求められたときは、完了報告書(様式第5号)により、市長に報告するものとする。

2 認定建築主は、法第56条の規定により前項の報告以外の報告を求められたときは、状況報告書(様式第6号)により、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

(取りやめる旨の申出)

第8条 認定建築主は、法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、様式第7号による取りやめる旨の申出書の正本及び副本に、省令第43条第2項の通知書（省令第46条において準用する場合を含む。）を添えて市長に申し出なければならない。

2 第1項の申出書の副本は、同項の通知書とともに認定建築主に返還するものとする。

(取消しの通知)

第9条 法第58条の規定により認定を取り消した場合は、認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

附 則

この規則は、平成25年6月25日から施行する。